

公益社団法人熊本県浄化槽協会 支部に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人熊本県浄化槽協会（以下「本協会」という。）定款第39条の規定により定められた支部（以下「支部」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(支部の名称)

第2条 支部の名称は、熊本県保健所条例（昭和39年条例第46条）により定められた保健所の名称に準拠する。

2 前項の規定に関わらず熊本市管内は熊本支部と称する。

(支部の区域)

第3条 支部の区域は熊本県保健所条例により定められた保健所の管轄区域（以下「支部管内」という。）とする。

2 前項の規定に関わらず熊本支部は熊本市管内をその区域とする。

3 前条及び本条に定める支部の名称及び区域は別表により示す。

(支部の構成)

第4条 支部は正会員のうち前条に定める区域に事業所を置く者（以下「支部会員」という。）で構成する。

2 熊本県外に事業所を置く正会員については熊本支部に属するものとする。

(支部の活動)

第5条 支部は次の活動を行うものとする。

- (1) 本協会が行う公益目的事業の推進に関すること。
- (2) 支部会員の連携に関すること。
- (3) 本協会からの連絡事項等の周知に関すること。
- (4) 支部会員の親睦に関すること。
- (5) 本協会から依頼を受けた会議等の開催に関すること。
- (6) その他支部の運営に必要な事項。

(運営等)

第6条 支部の運営等については、理事会が別に定める本協会支部運営規約によるものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年3月4日より施行する。

別表

名称	区域
熊本支部	熊本市
有明支部	荒尾市、玉名市、玉名郡
山鹿支部	山鹿市、鹿本郡
菊池支部	菊池市、合志市、菊池郡
阿蘇支部	阿蘇市、阿蘇郡
御船支部	上益城郡
宇城支部	宇土市、宇城市、下益城郡
八代支部	八代市、八代郡
水俣支部	水俣市、葦北郡
人吉支部	人吉市、球磨郡
天草支部	天草市、上天草市、天草郡